

鳥取県表彰・認定等審査会（とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県表彰・認定等審査会（とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会）（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（委員会の任務）

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を審査するものとし、その具体的内容は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）出演団体の選定
- （2）開催日の決定
- （3）開催場所の決定

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者10名以内の委員で構成する。

- （1）鳥取県（文化政策課・文化財課）
- （2）地域において伝統芸能活動を実施している関係者
- （3）前2号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

2 委員は、知事が任命する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（任期）

第5条 委員の任期は、任命された日から翌々年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（追加の委員委嘱）

第6条 委員長は、必要に応じ、追加の委員の任命を知事に要請することができる。

2 知事は、前項の要請の妥当性を確認し、速やかに追加の委員の任命を行う。

（会議）

第7条 委員会の会議は、鳥取県地域づくり推進部文化政策課長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会議には、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

（事務局）

第8条 会議の事務を処理するため、鳥取県地域づくり推進部文化政策課に事務局を置く。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年度7月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附則

この改正は、平成28年12月9日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附則

この改正は、令和元年8月20日から施行する。